

議案第89号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

次のとおり一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月9日

三朝町長 吉田秀光

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（三朝町認可地縁団体印鑑条例の一部改正）

第1条 三朝町認可地縁団体印鑑条例（平成12年三朝町条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（登録資格）</p> <p>第2条 地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、本町に所在する地縁団体の代表者とする。ただし、所定の手続により次に掲げる者が選任されているときは、代表者に代えてこれらの者とする。</p> <p>（1） <u>裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務代行者</u></p> <p>（2） <u>法第260条の9に規定する仮代表者</u></p>	<p>（登録資格）</p> <p>第2条 地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、本町に所在する地縁団体の代表者とする。ただし、所定の手続により次に掲げる者が選任されているときは、代表者に代えてこれらの者とする。</p> <p>（1） <u>民法（明治29年法律第89号）第46条第3項に規定する職務代行者</u></p> <p>（2） <u>仮代表者（法第260条の2第15項において読み替えられた民法第56条に規定する仮理事をいう。）</u></p>

<p>(3) <u>法第260条の10</u>に規定する特別代理人</p> <p>(4) <u>法第260条の24</u>又は<u>第260条の25</u>に規定する清算人</p> <p>2 略</p> <p>(登録できない印鑑)</p> <p>第4条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、地縁団体印鑑として登録を受けることができない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第9条 町長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、第5号又は第6号に該当するときは、町長は、認可地縁団体印鑑登録抹消通知書により印鑑登録者に通知するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>法第260条の20の規定により</u>地縁団体が解散したとき。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(3) <u>法第260条の2</u>第15項において準用する<u>民法第57条</u>に規定する特別代理人</p> <p>(4) <u>法第260条の2</u>第15項において準用する<u>民法第74条</u>に規定する清算人</p> <p>2 略</p> <p>(登録できない印鑑)</p> <p>第4条 次の各号の<u>1</u>に該当するときは、地縁団体印鑑として登録を受けることができない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第9条 町長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、第5号又は第6号に該当する<u>場合には</u>、町長は、認可地縁団体印鑑登録抹消通知書により印鑑登録者に通知するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>法第260条の2</u>において準用する<u>民法第68条（同条第1項第2号を除く。）の規定に基づき</u>地縁団体が解散したとき。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

(三朝町温泉使用条例の一部改正)

第2条 三朝町温泉使用条例（昭和53年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正部分を加える。

改正後	改正前
<p>(資格)</p> <p>第5条 温泉の配湯を受けられる者は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するものでなければならない。</p>	<p>(資格)</p> <p>第5条 温泉の配湯を受けられる者は、次の各号の<u>1</u>に該当するものでなければならない。</p>

<p>(1) 略</p> <p>(2) 公共的団体又は<u>公益社団法人若しくは公益財団法人</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 旅館業法施行細則（昭和33年鳥取県規則第39号）の<u>規定による許可を有し、その施設及び業態が優良と認められる旅館</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>第1号から前号までに掲げるもののほか、</u>町長が特に必要と認めるもの</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 公共的団体又は<u>公益法人</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 旅館業法施行細則（昭和33年鳥取県規則第39号）による許可を有し<u>その施設及び業態が優良と認められる旅館</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>その他</u>町長が特に必要と認めるもの</p>
<p>2 略</p> <p>3 温泉の供給を受けられる者は、次の各号の<u>いずれかに該当する場合とする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる場合のほか、</u>町長が特に必要と認めた場合</p>	<p>2 略</p> <p>3 温泉の供給を受けられる者は、次の各号の<u>1に該当する場合とする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>その他</u>町長が特に必要と認めた場合</p>
<p>(配湯許可の限度)</p> <p>第12条 第6条の申請について、次の各号の<u>いずれかに該当したときは、その全部又は一部を許可しないことがある。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるときのほか、</u>やむを得ない事情があるとき。</p>	<p>(配湯許可の限度)</p> <p>第12条 第6条の申請について、次の各号の<u>いずれかに該当したときは、その全部又は一部を許可しないことがある。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>その他</u>やむを得ない事情があるとき。</p>
<p>(名義変更)</p> <p>第14条 利用者が名義を変更しようとするときは、新たに温泉配湯の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の<u>いずれかに該当するときは、名義変更の届出をするものとする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるときのほか、</u>町長が必要でないと認めたとき。</p>	<p>(名義変更)</p> <p>第14条 利用者が名義を変更しようとするときは、新たに温泉配湯の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の<u>1に該当するときは、名義変更の届出をするものとする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>その他</u>町長が必要でないと認めたとき。</p>
<p>(源泉維持費)</p> <p>第21条 新たに温泉配湯の許可を得たものは別表第1に定める源泉維持費を納付しなければならない。ただし、次の各号の<u>いずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p>	<p>(源泉維持費)</p> <p>第21条 新たに温泉配湯の許可を得たものは別表第1に定める源泉維持費を納付しなければならない。ただし、次の各号の<u>1に該当するときは、この限りでない。</u></p>

<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるときのほか、町長が必要でないと認めたとき。</u></p> <p>(使用湯量の認定)</p> <p>第28条 町長は、次の各号の<u>いずれかに該当</u>するときは、使用湯量を認定する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(配湯停止)</p> <p>第30条 この条例その他の規定に違反したものと<u>及び次の各号のいずれかに該当したとき</u>は、配湯を停止し、又は温泉配湯許可を取消しすることができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(給湯装置の切離し)</p> <p>第31条 町長は、次の各号の<u>いずれかに該当</u>する場合で配湯管理上必要があると認めたときは、給湯装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>その他町長が必要でないと認めたとき。</u></p> <p>(使用湯量の認定)</p> <p>第28条 町長は、次の各号の<u>1に該当する</u>ときは、使用湯量を認定する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(配湯停止)</p> <p>第30条 この条例<u>及び</u>その他の規定に違反したものと<u>並びに次の各号の1に該当したとき</u>は、配湯を停止し、又は温泉配湯許可を取消しすることができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(給湯装置の切離し)</p> <p>第31条 町長は、次の各号の<u>1に該当する</u>場合で配湯管理上必要があると認めたときは、給湯装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>
--	---

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。